

三浦市空家等対策計画第2期(案)の  
パブリックコメント(意見募集)について

意見募集期間

令和7年(2025)年

10月1日(水)～10月30日(木)

三 浦 市

都市環境部 都市計画課

## 三浦市空家等対策計画第2期（案）のパブリックコメント（意見募集）について

三浦市空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に規定された、市町村の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画であり、令和元年8月に策定しております。

現行の三浦市空家等対策計画の計画期間は、第4次三浦市総合計画と整合を図り令和7年度までとなっており、期間満了を迎えることから、三浦市空家等対策計画第2期に改定するものです。

このたび、三浦市空家等対策計画第2期の案を作成しましたので、皆様からのご意見を募集します。

### 1 意見募集案件名

三浦市空家等対策計画第2期（案）について

### 2 意見募集期間

令和7（2025）年10月1日（水）から10月30日（木）まで  
（※郵送の場合は、当日必着）

### 3 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内の学校に在学する方
- (5) パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する方

### 4 意見提出方法

意見記入用紙（別紙様式）に明記の上、意見募集期間内に次のいずれかの方法により提出してください。なお、電話や口頭による意見はご遠慮願います。

#### (1) 直接持参する場合

三浦市役所分館3階 都市計画課窓口  
9時00分から16時00分まで（土日、祝日を除く）

#### (2) 郵送する場合

〒238-0298 三浦市城山町1番1号  
三浦市役所 都市環境部都市計画課あて

(3) ファックスを利用する場合

046-881-0148

三浦市役所 都市環境部都市計画課あて

(4) 電子メールを利用する場合

[toshi0101@city.miura.kanagawa.jp](mailto:toshi0101@city.miura.kanagawa.jp)

※件名には、「パブリックコメント空家等対策計画」と記載してください。

## 5 留意事項

- ・意見等の公表は、市のホームページ、都市計画課窓口、南下浦出張所及び初声出張所で行います。
- ・意見に対する個別の回答はいたしません。また、提出いただいた書類は返却しません。
- ・ご提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性があることをご了承ください。

## 6 問い合わせ先

三浦市都市環境部都市計画課

電話 046-882-1111 内線 272、269